# 介護サービス事業所・施設職員向け

抗原定性検査キットを活用した定期検査事業案内 (エッセンシャルワーカー定期検査)

#### 1 概要

- ▶ 令和5年10月まで実施していた抗原定性検査キットを活用した定期 検査について、冬季の感染対策として令和5年12月から事業を再開 いたします。
- ♪ 介護サービス事業所等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員のみなさまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象に、業務前の検査を実施していただくため、抗原定性検査キットを配布します。

### 2 対象者

- ▶ 県内の介護サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。
  - ※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する。会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
- ▶ また、下記①~③に該当する新規入所者に限り、検査を利用することできます。
- ①施設の外から入居する者で、長期の入居が見込まれること(通所・訪問・ショートスティ及び施設間同士の移動者は対象外)
- ②入居前または入居後の1週間以内に検査ができること
- ③自己検査ができること(ただし、医療従事者による検体採取・検査も可能とします。)

### 3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定していますが、今後の流行状況や検査希望状況によって、期間や回数を変更する場合があります。

(1) 期間

令和5年12月上旬から令和6年2月頃までの期間 (抗原定性検査キット配布締め切りは令和6年1月末日)

#### (2) 回数

一人当たり週2回程度

#### (3) 検査時期

抗原定性検査キットを受取り次第、週2回を目安に事業所のタイミングで検査を行っていただきます。

(4) 抗原定性検査キット

検査に用いる抗原定性検査キットは<u>県が配布</u>します。 (抗原定性検査キット配布締め切りは令和6年1月末日)

#### 4 検査方法

### (1) 事前申請

- 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。
- ※検査結果については、週別に指定の連絡先あて報告していただきます。

#### (2) 抗原定性検査キットの配布

- 抗原定性検査キットを配布いたします。
- ▶ 配布の方法は、各事業所あて直接配送いたします。

## (3) 自己検査

- ▶ 自らにより検体を採取し、自己検査していただきます。
- ▶ 自己採取できない場合は、医療従事者により採取することもできます。

## (4) 検査実績の報告

- ▶ 検査実績(検査件数、陽性者数)は、週ごとにまとめて、指定 の連絡先に報告様式を送付していただきます。
- ▶ 報告様式は県ホームページよりダウンロードしてください。
- ▶ なお、週は土曜~金曜で1週とします。

### 5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年12月1日(金) 8時30分から令和6年1月末日(水)17時まで

#### (2)申請方法

▶ 電子申請にて申請を行ってください。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=3514



事業案内ページ

「県トップページ」>

組織で探す>ワクチン・検査推進課>

エッセンシャルワーカー定期検査について>

>介護サービス事業所・施設職員向け定期検査について

https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpcr.html

### 6 問い合わせ先

検査事業について

・沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 検査支援班 TEL: 098-866-2013 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

#### 7 その他

- (1) 介護サービス事業所・施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況 により、実施内容を変更する場合があります。